日本大学松戸歯学部附属歯科衛生専門学校学則

昭和49年4月1日制定 昭和50年12月5日改正 昭和51年4月1日施行 昭和51年9月21日改正 昭和52年4月1日施行 昭和51年12月3日改正 昭和52年4月1日施行 昭和53年7月14日改正 昭和54年4月1日施行 昭和54年7月6日改正 昭和55年4月1日施行 昭和57年12月17日改正 昭和58年4月1日施行 昭和61年9月19日改正 昭和62年4月1日施行 平成2年1月19日改正 平成2年4月1日施行 平成3年10月18日改正 平成4年4月1日施行 平成4年7月3日改正 平成5年4月1日施行 平成6年12月2日改正 平成5年4月1日施行 平成6年12月2日改正 平成7年4月1日施行 平成7年4月14日改正 平成7年4月1日施行 平成7年7月7日改正 平成8年4月1日施行

平成15年7月4日改正 平成16年4月1日施行 平成17年5月6日改正 平成18年4月1日施行 平成25年12月12日改正 平成26年4月1日施行 平成26年9月1日改正 平成27年4月1日施行 平成30年2月2日改正 平成30年4月1日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、日本大学の目的及び使命に基づき歯科衛生士法(昭和23年法律第 204号)第2条に規定する歯科衛生士を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、日本大学松戸歯学部附属歯科衛生専門学校という。

(位置)

第3条 本校は、千葉県松戸市栄町西2丁目870番1に置く。

(課程・学科及び修業年限・在学年数)

第4条 本校の課程・学科及び修業年限は、次のとおりとする。 歯科衛生専門課程 歯科衛生士科 昼間3年

2 在学年数は、6年を超えることはできない。

(定員・学級数)

第5条 本校の学生定員は、各学年それぞれ40名とする。ただし、学級は各学年1 学級とする。

第2章 教育課程及び授業単位数

(教育課程及び授業単位数)

- 第6条 本校の学科目の授業時間数の単位数の換算は、次のとおりとする。
 - ① 講義科目については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業時間をもって1単位とする。
 - ② 実験・実習・実技科目については、30時間から45時間までの範囲で本校が定

める時間の授業をもって1単位とする。

- ③ 講義,演習,実験,実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を 行う場合については、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮し 本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ④ 臨床・臨地実習については、45時間の実習をもって1単位とする。
- 2 学科課程及び各学年授業単位数は、次のとおりとする。

	学	斗	目				必 単 位	修数	選 択 単位数	第1学年	第2学年	第3学年	履方	修法
		自	主	ĵ	創	造	1			1				
		基	礎	心	理	学	1			1				
#		行	動	心	理	学	1				1			
基礎	科学的思考の	臨	床彳	亍 動	力 科	学	1				1			
分	基盤 人間と生活	健	康	社	会	学	1			1				
野	人间と生活	生		物		学	2			2				
FI		化				学	2			2				
		歯	科 診	療	英 会	話	1			1				
		保	健	,	体	育	1			1				
	人体の構造と 機能	解		剖		学	1			1				
		臨	床图	毛 学	生 概	論	1					1		
		生		理		学	2			2				
		П	腔	解	剖	学	1			1				
専	15 mt 1463/1	П	腔 解	剖:	学 演	習	1			1				
門	歯・口腔の構造 と機能	歯	の	解	剖	学	1			1				
基		П	腔	生	理	学	2			2				
r kk		口月	控組	哉 •	発生	三学	2			2				
礎		病耳	里学・	口胜	空病理	里学	2			2				
分	疾病の成り立 ちと回復の促 進	微生	:物学・	口腔	2微生	物学	2			2				
野		生化	と学・	口胜	空生化	上学	2			2				
		薬耳	理学・	歯和	斗薬理	里学	2			2				
	歯・口腔の健康	П	腔循	哲 生	:学	I	2			2				
	と予防に関す る人間と社会	П	腔循	哲 生	:学	П	1			1				
	の仕組み		生学・	公分	衆衛	上学	2			2				

						•
		歯科衛生統計	1			1
		衛生行政・社会福祉	1			1
	歯科衛生士概 論	歯科衛生士概論 I	2	2		
		歯科衛生士概論Ⅱ	2	2		
		保存修復学	1		1	
		歯 内 療 法 学	1		1	
		歯 周 治 療 学	1		1	
		歯 科 補 綴 学	2		2	
		口腔外科学・インプ ラント学	2		2	
	臨床歯科医学	小 児 歯 科 学	1		1	
	betti N 18 EEE . I I EEE . 1	歯 科 矯 正 学	1		1	
		歯科放射線学	1		1	
		高齢者歯科学	1		1	
		障害者歯科学I	1		1	
		障害者歯科学Ⅱ	1		1	
専		口腔機能発達学	2			2
BB	歯科予防処置 論	歯科予防処置論I	2	2		
門		歯科予防処置論Ⅱ	4	4		
分		歯科予防処置論Ⅲ	2		2	
野		歯科予防処置論IV	2		2	
2)		歯科保健指導論I	1	1		
		歯科保健指導論Ⅱ	2	2		
	歯科保健指導	歯科保健指導論Ⅲ	2		2	
	論	歯科保健指導論Ⅳ	3		3	
		歯科保健指導論V	2			2
		臨 床 栄 養 学	1	1		
		歯科診療補助論I	2	2		
	歯科診療補助論	歯科診療補助論Ⅱ	2	2		
		歯科診療補助論Ⅲ	1		1	
		歯科診療補助論Ⅳ	1		1	
		歯科診療補助論V	2			2
		臨 床 検 査 学	1		1	
		看護学・生体管理学	2		2	
		社 会 保 険	1			1

_		T						
		臨床実習 I (ポリクリ)	3			3		
	臨床·臨地実習	臨床実習Ⅱ	10			10		
		臨床実習Ⅲ	9				9	
その他	統合	演習	12				12	
の分野	課題	研 究	1				1	
	医療コミュニ	ニケーション学 I		2	2			
	医療コミュニ	ニケーション学Ⅱ		2	2			
選	医療コミュニ	ニケーション学Ⅲ		2	2			
択	医療コミュニ	ニケーション学 IV		2	2			8 単 位
必修	医療コミュニ	ニケーション学 V		2	2			以上を 選択履
分	健 康 管	; 理 学 I		2	2			修
野	健 康 管	, 理 学 Ⅱ		2	2			
	健 康 管	· 理 学 Ⅲ		2	2			
	専門歯	科 衛 生 士 学		4			4	
	合	計	124	8	66	42	36	

第3章 教職員及び教員会

(教職員)

第7条 本校に、次の教職員を置く。

- ① 校 長 1名
- ② 副校長 1名
- ③ 教務主任 1名以上
- ④ 専任教員 3名以上
- ⑤ 講 師 30名以上
- ⑥ 校 医 1名以上
- ⑦ 事務職員 1名以上
- 2 校長は、校務を処理し、所属教職員を監督する。

(教員会)

第8条 本校に教員会を置き、校長、副校長、教務主任及び専任教員並びに学部長、 事務局長をもって組織する。ただし、校長が必要と認めたときは、その他松戸歯 学部教職員を出席させることができる。

(招集)

第9条 教員会は、校長が招集してその議長となる。

(定足数)

第10条 教員会は、総会員の半数以上の出席によって成立し、出席者の過半数で議 決する。

(審議事項)

- 第11条 教員会は、次の事項を審議する。
 - ① 学則の制定改廃に関すること。
 - ② 教育課程及びその担任に関すること。
 - ③ 学籍の異動に関すること。
 - ④ 試験に関すること。
 - ⑤ 厚生、補導に関すること。
 - ⑥ その他教育上重要なこと。

第4章 学年・学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学期は、次のとおりとする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

- 第14条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。
 - ① 日曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ③ 日本大学創立記念日(10月4日)
 - ④ 春季休業 3月11日から3月31日まで
 - ⑤ 夏季休業 7月15日から9月10日まで
 - ⑥ 冬季休業 12月21日から翌年1月9日まで
- 2 休業日の変更及び臨時の休業日については、そのつどこれを定める。

第5章 入学・在学・休学・退学及び除籍等

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

- 第16条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を持つ女子で、本校の選抜試験に合格した者とする。
 - ① 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年 の学校教育を修了した者
 - ② 文部科学大臣の定めるところにより、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(出願手続)

- 第17条 入学志願者は、次の書類に入学検定料を添え、所定の期日までに願い出る ものとする。
 - ① 入学願書
 - ② 入学資格を証明する書類(出身学校長の調査書又は高等学校卒業程度認定試験合格(見込)成績証明書等)

(入学試験)

- 第18条 入学志願者に対する選抜試験は、別に定める方法により行うものとする。 (入学手続)
- 第19条 入学を許可された者は、保証人連署の誓約書に住民票記載事項証明書及び 入学金・授業料を添え、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。 (保証人)
- 第20条 保証人は、独立した生計を営む成年者であり、在学中の学生の身上に係る 一切の事柄についてその責を負うことのできる者でなければならない。
- 2 保証人が適当でないと認められるときは、変更させることがある。
- 3 保証人が死亡又は事故により、その資格を失った場合は、その事由が発生した 日から7日以内に新たな保証人を定め校長に届け出なければならない。また、保 証人が本籍、住所及び氏名を変更したとき、その他一身上に変動があった場合も、 その事由が発生した日から7日以内に校長あて届け出るものとする。

(改姓・住所変更等)

第21条 学生が本籍,住所及び氏名を変更したとき,その他一身上に変動があった場合はその事由が発生した日から7日以内に校長あて届け出なければならない。 (欠席)

- 第22条 病気その他やむを得ない事由により欠席した場合は、その事由を明記して 7日以内に届け出なければならない。
- 2 病気による欠席が7日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(休学)

- 第23条 病気その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上出席することのできない者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で所属の校長に願い出て、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。
- 2 休学期間は、当該学年の終わりまでとし、なお、休学を要する者は、許可を得て更に1年以内の休学ができる。
- 3 休学期間は,修業年数に算入しない。 (復学)
- 第24条 休学者は、学年の始めでなければ復学することができない。なお、休学の 事由が病気による場合は、医師の診断書等の証明書を添え願い出るものとする。 (転学)
- 第25条 学生が転学しようとするときは、その事由を明らかにし、保証人連署で校 長に願い出て許可を受けなければならない。

(聴講生)

- 第26条 本校の授業科目中の1科目又は数科目の聴講を希望する者に対して、聴講生として入学を許可することがある。
- 2 聴講生に関する規定は、別に定める。

(編入学)

- 第27条 他の学校から本校に編入学を願い出た者については、選考の上、学年の始めに編入学を許可することがある。
- 2 編入学に関する規定は、別に定める。

(退学)

第28条 病気その他やむを得ない事由により、退学しようとする者は、その事実を 証明する書類を添え、保証人連署で校長に退学願を提出して許可を受けなければ ならない。

(除籍)

- 第29条 故なくして3か月以上学費の納付を怠った者は、これを除籍することができる。
- 2 故なくして欠席が、長期にわたる者は、これを除籍することができる。 (再入学)
- 第30条 正当な理由で退学した者が、再入学を志望したときは、選考の上許可することがある。
- 2 再入学に関する規定は、別に定める。

第6章 試験

(試験)

- 第31条 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、 授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。
- 2 試験には平常試験,定期試験,追試験及び再試験がある。定期試験は学期末又は学年末に行い,追試験はやむを得ない事故のため定期試験を受けることのできなかった者のために行い,再試験は受験の結果不合格となった者のために行う。
- 3 追試験及び再試験は、本校において必要と認めたときに限り、これを行う。 (受験資格)
- 第32条 試験を受けるためには、本校が指定する義務(各学期の学納金の納付、年度始めの定期健康診断の受診、授業への必要出席回数等)を完遂していない場合、受験できない。

(成績評価)

第33条 学業成績の判定は、優・良・可及び不可の4種をもってこれを表し、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とし、優・良・可を合格、不可を不合格とする。

第7章 進級・卒業及び称号授与

(進級)

第34条 第6条に定められた所定の学科目を履修し、試験に合格した者は進級させる。

(卒業の認定及び卒業証書授与)

- 第35条 第4条に定めた修業年限に達し、全課程を修了したと認めた者には教員会 の議を経て、校長が卒業を認定する。
- 2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(称号授与)

第36条 前条の規定により歯科衛生専門課程歯科衛生士科を修了した者には、専門士 (医療専門課程) の称号を授与する。

第8章 学費

(学費)

第37条 授業料その他所定の学費は、次のとおり納付する。

入 学 検 定 料	20,000円
-----------	---------

F //	学費等内訳					
分	前学期分	後学期分				
入 学 金 (入学時のみ)	250,000円					
授 業 料 (毎 年)	350,000円	350,000円				
施設設備資金(3年間)	50,000円	50,000円				

(休学・停学期間中の学費)

第38条 休学を許可された学生の休学期間中の学費の取扱いは別に定める。

2 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を納付しなければならない。 (納入金の不還付)

第39条 既納の学費は、いかなる理由があっても返還しない。

ただし,入学手続時及び前条第1項に当たる場合は,この限りでない。

第9章 賞罰

(授賞)

第40条 人物及び学業成績が優秀な者には、授賞することがある。

2 授賞に関する規定は、別に定める。

(懲戒)

第41条 学生が本校の規則・命令に背き若しくは学校の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合には、その情状によって懲戒を行うことがある。

(懲戒の種類)

第42条 懲戒は、退学・停学及び訓告の3種とする。

- 2 前項の退学は次の各号の一に該当する者について行う。
 - ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③ 正当な理由がなくて出席常でない者
- ④ 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者 附 則
- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。